



鳥労発基 0619 第 11 号
令和 6 年 6 月 1 9 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る
労働安全衛生規則等の改正について

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布または告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用されることとなり、その施行又は適用について都道府県労働局長あてに以下の通知がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○通達「電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等の改正について」

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240614K0010.pdf>

(二次元バーコード)



○令和 6 年度厚生労働省令第 95 号

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240603K0010.pdf>

(二次元バーコード)



○令和 6 年厚生労働省告示第 213 号

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H240603K0020.pdf>

(二次元バーコード)

